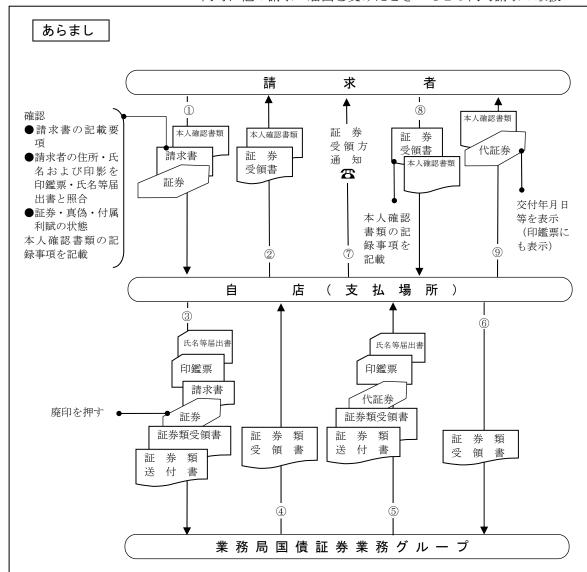
424 汚染き損証券引換の請求

⇒ 同時に他の請求・届出を受けたとき・429同時請求の取扱い 参照



- 証券・請求書・本人確認書類を提出または呈示させ、これに印鑑票・氏名等届出書を 添えて業務局へ送付する。
 - * 届出印廃止分以外の記名国債証券については、①および②の本人確認書類の取扱い、①および ⑧の本人確認書類の記録事項の記載ならびに③の氏名等届出書の取扱いは要しない。
 - * 届出印廃止分の記名国債証券については、①の印影照合ならびに③の印鑑票の取扱いは要しない
- 業務局から代証券の送付を受けたときは、その旨を請求者に通知し、証券受領書と引換えに証券を交付する。
 - * 届出印廃止分以外の記名国債証券については、⑤の氏名等届出書の取扱いは要しない。
 - * 届出印廃止分の記名国債証券については、⑤の印鑑票の取扱いは要しない。
- 利賦札の主要部分(利賦札の券面金額の記載部分など)を滅失しているものは、証券・ 利賦札滅紛失届として取扱うときがある。
 - ⇒ 423参照・証券・利賦札滅紛失の届出
- 元利金支払場所変更・記名変更の請求に際し、証券に変更後の事項を記載する予備欄・ 余白がないとき、または自店が取扱中に証券を汚染き損したときは、自店で請求書を作 成する。

424-1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

	<u></u>						
事 務 手 順	取	扱	要	領			
①受付	き損証券引換請: ● 請求者が任 代理権が付与 意後見人をい 7の手続の要 せて行う。 ⇒ 419の3 ⇒ 419の4	き損証券引換請求書を提出させる。 ■ 請求者が任意代理人または法定代理人等(法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。)である場合には、419の3または427の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併					
	慰 労 特別葬 引揚者幣 葬祭給付 消滅時努 殊事例 6	祭給付金国庫債 別交付金国庫債 金国庫債券は、 り(時効期間10 10を参照のう	券 のとき 養券・慰労金国庫 他の記名国債証 年)の適用があ え取扱うこと。 のときは、自	券と異なり、			
②審査	(証券) ● 真正で) 要項 国債名和 (平成 印影	所要の要項を 称・記号・番号・ 1 2年1 2月以前 E券類参照 — 証	満たしている ・金額・支払期目	1・財務大臣 大蔵大臣)の オ務省印 2月以 ス大蔵省 (平成1 J発行の			

照会し、その指示により取扱う。

などのすかしが入って

いる。上記の要項が欠けているもの・偽造・変造・真 偽不明のものは、業務局国債証券業務グループへ

- 廃印(ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の 国債復代理店の場合には、日附印)が押されている証券に ついては、請求を受付けることができない。
 - ⇒ 142②参照・廃印の取消方法

(請求書)

- 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の 要項と一致しているか
 - * 一部の付属利賦札を滅紛失しているときは、証券・利賦札滅紛失の 届出をさせることとなる。
 - ⇒ 423参照・証券・利賦札滅紛失の届出
- 請求書の処理欄に店名・受付日付を表示する。
 - ⇒ 141②参照・店名などの表示
- ③国債証券受領書 の作成・交付な ど
- 受入れた証券・請求書により証券受領書を作成し、請求者 へ交付する。
 - ⇒ 413-1①参照・証券受領書の交付
- ④印鑑票との照合確認など
- 請求書に記載・押印されている証券の要項、請求者の氏名・ 印影が印鑑票と一致していることを確かめる。
 - * 請求書の記載事項が印鑑票と相違するときは、所要の手続をする。
 - ⇒ 429参照・同時請求の取扱い
 - ⇒ 429の2参照・自店備付けの記名国債印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い
- ⑤廃印の押なつ
- 受入れた証券には、受入後直ちに廃印を明りょうに押す。 [廃印を押す個所]
 - 全利賦札表面の中央部
 - 証券の額面金額等を記載した部分の金額の個所
 - ⇒ 142①参照・回収証券類への廃印の押なつ
 - * 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。
- ⑥証券などの送付
- 証券・請求書・印鑑票を、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。
 - ⇒ 411①・415① 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の送付
 - ⇒ 送付する印鑑票等(見本証券添付分)と一緒に保管していた見本証券 (印鑑票等毎配付分)の取扱いについては、231④参照
- ⑦代証券などの受 入
- 業務局から代証券・印鑑票の送付を受けたときは、代証券 の要項が印鑑票と一致していることを確かめ、証券・印鑑票 の受入手続をする。
 - * 印鑑票の証券番号は、業務局が代証券の番号に書換え、その余白に「〇年〇月〇日代証券発行業務局」と表示されている。
 - ⇒ 411②・415② 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の受入
- 証券は、請求者に交付するまで自店において整理保管する。

⇒ 412参照・証券の整理保管

⑧代証券受領方の通知

- 請求者へ代証券の受領方を電話などにより通知する。
 - * 前記③により交付した証券受領書および届出印を持参するよう伝える。
 - * あらかじめ代証券の送付請求を受けているときは、上記の受領方通知を省略し、速やかに証券の送付手続をする。
 - ⇒ 419参照・証券の送付請求

9代証券の交付

- 代証券の交付請求を受けたときは、前記③により交付した 証券受領書の受領証欄に受領年月日・住所・氏名を記載・押 印のうえ提出させ、その住所・氏名、受領印の印影が印鑑票 と一致していることを確かめる。
 - ⇒ 413-1②参照・証券受領書の回収
- 代証券・印鑑票に「証券の交付年月日等」を表示したうえ、 代証券を請求者へ交付する。
 - ⇒ 418参照・証券の交付年月日等の表示
 - * 印鑑票に汚染き損証券の交付年月日等の表示があったときは、その表示を業務局が抹消し、印鑑票の余白に「〇年〇月〇日交付年月日等 抹消業務局」と表示されている。

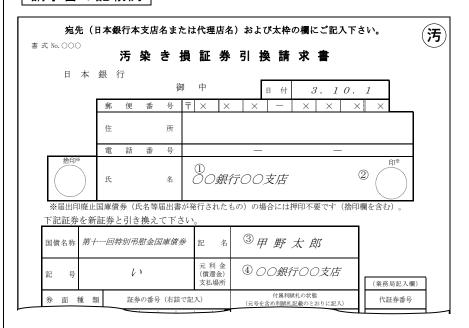
また、支払表示欄にも交付年月日等の表示があったときは、その うち未払の支払期欄にある同表示を抹消したうえ、上記印鑑票余白 への表示とあわせて「未払分○期」と表示されている。

○ 提出された証券受領書は、払渡日付印欄に「代証券交付日付」を表示し、自店に保管(保管期間10年)する。

自店が請求書を作成する事例

- 次のときは、自店が請求書を作成し、前記と同様の手順で 証券引換えの手続を行う。
 - 元利金支払場所変更・記名変更の手続に際し、証券に変 更後の支払場所・記名を記載する予備欄・余白がないとき
 - 自店が取扱中に証券を汚染き損したとき
 - * 上記の取扱いをするときは、請求者の同意を得ること。 請求書には自店の店名を記載し、元利金支払場所変更・記名変更 の手続のときは、支払場所欄・記名欄には、新支払場所・新記名を 記載する。

請求書の記載例



- ① 自店名を記載する。
- ② 押印は要しない。
- ③ 記名変更の手続により作成するときは、新記名を記載する。
- ④ 元利金支払場所変更の手続により作成するときは、新支払場所を記載する。

424-2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

-						
事務手順	取	扱	要	領		
①受付				きは、証券・汚染		
			せるとともに	二、請求者の本人確		
	認書類を呈示さ	- 0		. 67		
	⇒ 419の2参照 * 郵送による			録事リ 呈示に代えて、本人確		
	· ·	提出をさせる。	个八唯心音短。	主小に入えて、本八雅		
	この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、そ					
		る事項を請求者に	こ伝える。			
	・ 個人番号 当該写け		人 悉号部分が表	示されたものを提出し		
	てはならな		八田 万品为 7 公	グ・C 40/C G シン と JE田 O		
	• 国民年金					
		番号部分をマスキ				
				被保険者証、船員保険 証、健康保険日雇特例		
	***			員証、地方公務員共済		
		員証または私立当				
			『分(QRコート	で含む。)をマスキン		
		を提出すること。	14 法会保理 1	、等(法定代理人、		
				、等(伝足に埋入、 ・補助人ならびに任		

	意後見人をいう。)である場合には、419の3または42 7の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併					
	せて行う。		/C、 石·安·泰·C			
	$\Rightarrow 41903$	参照・委任状				
		参照・委任状の代				
	⇒ 427参照	・記名者の行為能	色力に関する届出			
				請求書記載例参照		
	 ○ 自店を支払場	所とするもの	のときは、自	店備付けの氏名等		
	○ 自店を支払場所とするもののときは、自店備付けの氏名等 届出書から該当分を抜き出す。					
②審査	○ 提出された証	券・請求書に	ついて、次の	ことを確かめる。		
	(証 券)					
	● 真正で所要	の要項を満た	しているか			

要項

国債名称・記号・番号・金額・支払期日・財務大臣の印影

見本証券類参照 — 証券用紙には、「財務省 印」・「財務省」の文字など ・・・・ のすかしが入っている。

- 上記の要項が欠けているもの・偽造・変造・真 偽不明のものは、業務局国債証券業務グループへ 照会し、その指示により取扱う。
- 廃印(ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の 国債復代理店の場合には、日附印)が押されている証券に ついては、請求を受付けることができない。
 - ⇒ 142②参照・廃印の取消方法

(請求書)

- 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の 要項と一致しているか
 - * 一部の付属利賦札を滅紛失しているときは、証券・利賦札滅紛失の 届出をさせることとなる。
 - ⇒ 423参照・証券・利賦札滅紛失の届出
- 請求書に記載されている請求者の住所・氏名が請求者の 本人確認書類と一致しているか
- 請求書の「本人確認書類等の記録」欄に請求者の本人確認 書類の記録事項を記載する。
 - ⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項
 - * 請求者である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合(補助人にあっては、同意権が付与されている場合に限る。)には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。
- 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。
 - ⇒ 141②参照・店名などの表示
- ③国債証券受領書 の作成・交付な ど
- 受入れた証券・請求書により証券受領書を作成し、請求者 へ交付する。
 - ⇒ 413-2①参照・証券受領書の交付
- 本人確認書類を請求者へ返す。

の照合確認など

- ④氏名等届出書と 請求書に記載されている証券の要項、請求者の住所・氏名 が氏名等届出書と一致していることを確かめる。
 - * 請求書の記載事項が氏名等届出書と相違するときは、 所要の手続 をする。
 - ⇒ 429参照・同時請求の取扱い
 - ⇒ 429の2参照・自店備付けの記名国債印鑑票・氏名等届出書 または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあ るときの取扱い

⑤廃印の押なつ

- 受入れた証券には、受入後直ちに廃印を明りょうに押す。 「廃印を押す個所〕
 - 全利賦札表面の中央部
 - 証券の額面金額等を記載した部分の金額の個所
 - ⇒ 142①参照・回収証券類への廃印の押なつ
 - * 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。

⑥証券などの送付

- 証券・請求書・氏名等届出書を、速やかに業務局国債証券 業務グループへ送付する。
 - ⇒ 411①・415① 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の送付
 - ⇒ 送付する印鑑票等(見本証券添付分)と一緒に保管していた見本証券 (印鑑票等毎配付分)の取扱いについては、231④参照

⑦代証券などの受 入

- 業務局から代証券・氏名等届出書の送付を受けたときは、 代証券の要項が氏名等届出書と一致していることを確かめ、 証券・氏名等届出書の受入手続をする。
 - * 氏名等届出書の証券番号は、業務局が代証券の番号に書換え、その 余白に「○年○月○日代証券発行業務局」と表示されている。 ⇒ 411②・415② 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の受
- 証券は、請求者に交付するまで自店において整理保管する。 ⇒ 412参照・証券の整理保管

⑧代証券受領方の 诵知

- 請求者へ代証券の受領方を電話などにより通知する。
 - * 前記③により交付した証券受領書および本人確認書類を持参する よう伝える。
 - * あらかじめ代証券の送付請求を受けているときは、上記の受領方通 知を省略し、速やかに証券の送付手続をする。
 - ⇒ 419参照・証券の送付請求

9代証券の交付

- 代証券の交付請求を受けたときは、前記③により交付した 証券受領書の受領証欄に受領年月日・住所・氏名を記載のう え提出させるとともに、本人確認書類を呈示させる。
 - ⇒ 413-2②参照・証券受領書の回収
 - ⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項
- 代証券・氏名等届出書に「証券の交付年月日等」を表示し たうえ、代証券を請求者へ交付する。

- ⇒ 418参照・証券の交付年月日等の表示
 - * 氏名等届出書に汚染き損証券の交付年月日等の表示があったときは、その表示を業務局が抹消し、印鑑票の余白に「〇年〇月〇日交付年月日等抹消業務局」と表示されている。
- 本人確認書類を請求者に返す。
- 提出された証券受領書は、払渡日付印欄に「代証券交付日付」を表示し、自店に保管(保管期間10年)する。

自店が請求書を作成する事例

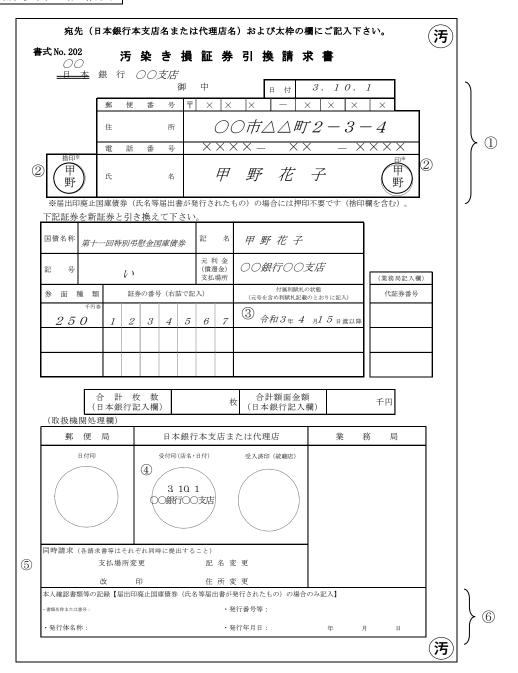
- 次のときは、自店が請求書を作成し、前記と同様の手順で 証券引換えの手続を行う。
 - 元利金支払場所変更・記名変更の手続に際し、証券に変 更後の支払場所・記名を記載する予備欄・余白がないとき
 - 自店が取扱中に証券を汚染き損したとき
 - * 上記の取扱いをするときは、請求者の同意を得ること。 請求書には自店の店名を記載し、元利金支払場所変更・記名変更 の手続のときは、支払場所欄・記名欄には、新支払場所・新記名を 記載する。

請求書の記載例



- ① 自店名を記載する。
- ② 押印は要しない。
- ③ 記名変更の手続により作成するときは、新記名を記載する。
- ④ 元利金支払場所変更の手続により作成するときは、新支払場所を記載する。

請求書の記載例



- ① 法定代理人等から請求を受けた場合の記載例
 - 親権者のとき (住所) 親権者の住所

(氏名) 「甲野一郎 (未成年者の氏名)

親権者 甲野 太郎(父) @

甲野 花子(母)@

- ② 届出印廃止分の場合には、押印は要しない。
- ③ 利賦札に表示された年月日どおりに記載する(改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。)。
- ④ 店名・受付日付を表示する。
- ⑤ 同時に受けた他の請求・届出の種類を表示する。
 - ⇒ 429参照・同時請求の取扱い
- ⑥ 届出印廃止分の場合には、請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。
 - 請求者が記名者のときの記載例
 - ・書類名称または番号:19 ・発行番号等:第012345678900号
 - ・発行体名称:○○公安委員会 ・発行年月日:令和3年4月1日
 - 請求者が法定代理人(親権者) 2名(父母)のときの記載例
 - ・書類名称または番号: 甲野太郎 19 ・発行番号等: 甲野太郎 第 012345678900 号

甲野花子 19 甲野花子 第 123456789010 号

・発行体名称:甲野太郎 $\bigcirc\bigcirc$ 公安委員会 ・発行年月日:甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日

甲野花子 ○○公安委員会 甲野花子 令和 3年4月1日